# 「武蔵野小学校PTA」

# 第48回定期総会資料

<書面決議>



# 議事

- 1.令和6年度活動報告について
- 2.令和6年度決算・会計監査報告について
- 3.PTA会則改訂について
- 4.令和7年度本部役員・庶務・会計監査員について
- 5.令和7年度活動方針案
- 6.令和7年度予算案

# 令和6年度 本部活動報告一覧

### 1. 校内行事

ボランティア制を施行しました。多くの庶務さん、ボランティアさんのご協力で運営できま した。

時期	活動	備考
R6年5月	PTA団体傷害保険契約更新	1世帯120円
5月25日	第47回定期総会	書面決議
6月12~21日	PTA会費集金	
6月21日	第1回運営委員会	会議中、保育実施
7月	広報誌発行(教職員紹介特集号)	全世帯へ配布
		地域協力者に郵送
10月12日	運動会運営のお手伝い 来賓の誘導等	全児童へペットボトルを配
		布
10月18日	第2回運営委員会	会議中、保育実施
9月	卒業式コサージュ注文	
11月16日	武蔵野小50周年記念式典協力	P2参照
	・式典に参加する6年生へお弁当配布	
	・全児童へ記念マグカップ配布	
	・来賓懇親会の企画運営	
R7年1月18日	助産師さんの出張講座	P8参照
	4年生対象	
2月15日	漢字検定開催	P9参照
2月28日	第3回運営委員会	会議中、保育実施
2月28日	6年生を送る会	P7参照
	図書カード・記念クッキー配布	
3月25日	卒業式 先生へ寄せ書きアルバムと花束贈	
	呈	
通年活動		
月1回	登校見守り活動	P4参照
6月1日	校外ごみ拾いボランティア	P5参照
7月、9月、12月、3	PTAだより発行	P6参照
6月	PTA本部役員 学校参観	
	TYTHKR TK乡既	

# 2. 昭島市公立小学校PTA協議会

市内13校のPTAの集まりです。PTA同士の情報交換や、教育懇談会の開催をしました。

時期	活動	備考
6月23日	総会	
7月11日	第1回理事会	
10月4日	第2回理事会	
11月	昭島市への要望書提出	
12月7日	教育懇談会	市中Pと共催
	「おおたわ史絵氏と学ぶ命と性」	アキシマエンシスにて
令和6年2月14日	第3回理事会	
4月	昭島市より要望書回答受理	武蔵野小学校HPで公開

### 3. コミュニティスクール (学校運営協議会)

市の委託を受けて、地域の方と学校の在り方について考える会です。会長が参加しました。

時期	活動	備考
6月7日	第1回学校運営協議会	顔合わせ
10月7日	第2回学校運営協議会	
11月18日	第3回学校運営協議会	
1月18日	第4回学校運営協議会	
2月21日	第5回学校運営協議会	年度末評価

# 【<u>庶務さん、保育サポーターさん、ボランティアの皆さん、ご協力ありがとうございました!</u>】

- ・プリントの印刷、配布準備 ・セミナーの運営 ・ごみ拾いボランティア ・セミナーや 会議中の保育
- ・お祭りのお手伝い ・運動会の運営補助 ・昭島市への要望書づくりのパソコン入力作業 などなど、たくさんのご協力をいただきました。

# 【武蔵野小学校50周年記念式典に協力しました】

- ・ご家庭の負担を減らすため、当日、式典に参加する6年生に、 お弁当とお茶を提供しました。
- ・全児童に、記念マグカップを配布しました。校庭の芝生をイメージして、グリーンのロゴ を入れました。
- ・50周年記念誌の作成に参加し、会長挨拶、PTAの紹介ページを作成しました。
- ・50周年記念式典の実行委員会に参加し、歴代校長や会長が参加する懇親会を運営しました。

# 【運営委員会での議題】

- ・コロナ前は学校で行われていた漢字検定をPTAで復活させたい→令和6年度実施へ
- ・子どもたちへ、助産師さんのいのちの授業を届けたい→令和6年度実施、**7**年度も継続
- ・女子トイレに、生理用ナプキンの使い方や、からだについてのポスターを掲示してほしい

#### →実現

- ・タブレットの運用方法について、持ち帰りの負担軽減を要望
- ・水泳の授業の水着の色、体操着のゼッケンについて、保護者の負担にならないよう緩和を 提言
- ・学区内の不審者情報について情報共有
- ・子どもたちの学校や家庭での様子についてなどなど、子どもたちの学校生活のためにさま ざまな話し合いをしました。

# 令和6年度 見守り登校活動報告

# 武蔵野小学校PTA本部 副会長 中村 幸子

### <活動内容>

年	月日	内 容
令和6年	6月	地域協力者へ「PTA見守り活動ご協力のお願い」郵送
	6月11日	第1回 実施
	7月9日	第2回 実施
	9月10日	第3回 実施
	10月8日	第4回 実施
	11月12日	第5回 実施
	12月10日	第6回 実施
令和7年	1月14日	第7回 実施
	2月12日	第8回 実施
	3月14日	第9回 実施
	4月8日	第10回 実施
	5月13日	第11回 実施

# <会計報告>

本部活動費より 切手代

2,100 円 支出

### く活動のまとめ>

前日までにマチコミで周知し、登校時間には見守りや声かけをお願いしました。 保護者の方々や地域の皆様のご協力のおかげで、今年度も子供たちの安全を見守ることが できました。

1月、4月の実施日には昭島警察署OBのスクールカウンセラーの方にもご協力いただきました。誠にありがとうございました。

# 令和6年度 ごみ拾いボランティア・保育サポーター活動報告

武蔵野小学校PTA本部 副会長 奥野 友

## 1. ごみ拾いボランティア報告

日付	活動内容
令和6年6月1日	校庭・校外ごみ拾い

#### く活動のまとめ>

- ・親子総勢51名の方が参加してくださいました。
- ・子どもたちはゲーム感覚で「宝探し」のようにごみを集めてくれました。
- ・ごみ拾いのあとは、校庭を開放し、子どもたちは自由に遊び、親同士も交流する時間を過ごしま した。
  - ・今回は、50周年にちなんで、「しばっち」のステッカーを作成し、参加者に配布しました。

# 2 保育サポーター活動報告

実施日	時間	保育サポーター人数
6月21日	18:15~20:00	2人
第1回運営委員会		
10月18日	18:15~20:00	2人
第2回運営委員会		
令和5年2月21日	18:15~20:00	2人
第3回運営委員会		

- ・保護者による保育サポーターに保育をお願いしました。
- ・保育サポーターの方には、謝礼をお支払いしました。(1,100円/時間)
- ・サポーターの方に協力を得ながら、令和7年度も保育を実施します。

# 令和6年度 広報活動報告書

武蔵野小学校PTA本部 書記 佐々木 直里

### 【活動内容】

令和6年7月	教職員紹介作成
	PTAだより作成 ホームページ掲載・マチコミ送信・校内掲示
令和6年7月	PTAだより vol.1
令和6年9月	PTAだより vol.2(プリント配布)
令和6年12月	PTAだより vol.3
令和7年3月	PTAだより vol.4

# 【会計報告】

費目	金額
教職員紹介印刷代 株式会社プリントパックで印刷発注	7,040
PTAだよりvol.2印刷代 株式会社プリントパックで発注印刷	2,770
合計	9,810

### く活動まとめ>

今年度は教職員紹介の広報誌と、PTAだよりを4回発行いたしました。

教職員紹介は、顔写真のかわりにアイコン表示により先生を身近に感じてもらえるよう工夫しました。

PTAだよりは、今年度初の取り組みとなる漢検実施について、より多くの子どもたちと保護者に知っていただけるよう、特集を載せたvol.2のみカラー印刷し配布しました。その他のPTAだよりは、ペーパーレス化と効率化を考え、マチコミでのデータでの配布といたしました。

尚、令和7年度の教職員紹介につきましては、先生方の人権擁護のため作成を見合わせます。

# 令和6年度 卒業記念品関係報告

武蔵野小学校PTA本部 会計 大澤 敦子

# 【卒業記念品について】

令和6年度の卒業生には、以下の記念品3点を贈呈いたしました。

- ■50周年記念キャラクターしばっちがプリントされたクッキー
- ■図書カード(500円分)
- ■文房具セット

クッキーと図書カードは、2月に行われた「六年生を送る会」にて配布しました。 文房具セットは、卒業文集配布の際にあわせてお渡ししています。 記念品は、卒業対策委員会にて実用性や記念性を考慮しながら選定し、 PTA運営委員会にて承認のうえ配布いたしました。 ご協力くださった保護者の皆様、ありがとうございました。 今後も、子どもたちにとって心に残る記念品を届けられるよう努めてまいります。

# 【卒業式での教職員への贈りもの・祝電について】

卒業式当日、教職員の皆様へ感謝の気持ちを込めて、以下の贈りものをお渡ししました。

- ■花束
- ■50周年記念キャラクターしばっちがプリントされたクッキー
- ■メッセージアルバム
- ■コーヒーセット

また、PTAより卒業をお祝いするポスターを作成し、式場内の「祝電コーナー」に掲示いたしました。

### 【会計報告】

費目	金額
記念品一式	¥ 143,454

# 令和6年度 助産師出張講座開催報告書

武蔵野小学校PTA本部 副会長 奥野 友

# 【活動内容】

令和7年1月18日(土)学校公開

時間	内容
1時間目	4年1組への授業
4時間目	4年2組への授業
↑~4時間目	図書室にて、講師おすすめの生と性を学べる本の展示 ※中休みに、講師が来場し、保護者との歓談コーナー 開催

### 【会計報告】

LAH IKA	
費目	金額
講師謝礼(45分授業×2時間)	50,000
合計	50,000

#### く活動まとめ>

昭島市朝日町にある「めぶき助産院」の近藤智子院長をお招きし、生命の誕生についてや、 自分の心と身体を大切にすることについて、お話をしていただきました。

近藤先生は、市内外の小中学校や、市の行事などで多数講演をされています。令和5年度にも、本校PTAでお招きし、保護者向けに思春期を生きる子どもたちとの関わり方を教えていただきました。

4年生は、「いのちが生まれる確率は、宝くじ 1 等に100回当選するよりもすごいこと」と聞き、驚いたという感想をたくさん寄せてくれました。生まれたばかりの赤ちゃんの重さを再現したお人形を全員だっこしました。授業を参観してくださった保護者の方からも、「感動しました」と感想をいただきました。

先生は、ふりかえりシートで相談や質問を書いた児童には、後日1人ひとりにお手紙を返してくださいました。

PTAは、授業前に、学年担任の先生と講師との打ち合わせ、当日、お人形を全員に回すなど授業のサポートをさせていただきました。

助産師さんとの出会いをきっかけに、「自分も周りもかけがえのないいのち」であることを知り、子どもたちが健やかな人間関係を築く一助になればと願っております。

# 令和6年度 漢検実施報告書

武蔵野小学校PTA本部 書記 佐々木 直里

## 【活動内容】

令和6年 7月	PTAだよりvol.2にて漢検開催について告知
令和6年 9月	アンケートにて事前調査・開催決定
令和6年 11月~12月	申込期間
令和7年 1月	運営ボランティア募集
令和7年 2月15日(土)	漢検実施
令和7年 3月	結果配布

# 【会計報告】

収入の部		支出の部	
項目	金額	項目	金額
予算	10,000	備品費	1,808
会場費	12,000	参加費	15,986
		予備費	2,000
合計	22,000	合計	19,794
		残高	2,206

# く活動まとめ>

PTAとして初の取り組みとなる漢検を武蔵野小で開催いたしました。 69名の子どもたちが受験し、そのチャレンジを応援できたことを嬉しく思います。 立ち上げということもあり準備が大変でしたが、15名の運営ボランティアさんと保護者の皆さま のご協力があり、無事開催することが出来ました。

# 令和6年度会計決算報告書

#### 収入の部

	項目	予算額	決算額	増減	摘	要
1	会 費	472,500	500,000	-27,500	1,500円×345世帯	
2	昨年度繰越金	621,138	621,138	0		
3	雑収入	0	14,907	14,907		
	合 計	1,093,638	1,136,045	-42,407		

#### 支出の部

	項	Į	目	予算額	決算額	増減	摘要	
運		事務	費	30,000	28,463	1,537	コピー用紙代、封筒代他	
営		記念品	品代	150,000	143,454	6,546	卒業生コサージュ代、卒業生記念品	
費		合	計	180,000	171,917	8,083		
活		本部活	動費	224,700	130,580	94,120	運動会、PTA行事他	
動		傷害保	<b> </b>	37,800	38,856	-1,056	傷害保険料108円(世帯数)管理賠償責任 保険料12円(会員数)賠償保険の確定精算	
費		合	計	262,500	169,436	93,064		
積		積 立	金	30,000	0	30,000	特別行事等の積立金	*2
立		定額則	宁金	0	0	0		*2
金		合	計	30,000	- 0	30,000		
	予	備	費	226,543	¥410338	-183,795	50周年記念行事の本会計繰入れ分	
	総	合	計	699,043	751,691	-52,648		

\*1 会費の中には、保険料の120円が含まれる。

**\***2

前期末の積立金残高

R6年度積立金

本年度末の積立金残高

①積立金

412,174円

0円

179,196円 738,000円

②定額貯金

738,000円

会計 大澤 敦于

2025年3月31日

会計 岡 亜由美

収支について監査の結果、正当であることを確認しました。

2024年3月31日

会計監査 清水



# 2024年度特別会計積立金決算報告書

ΉΣ	八入	
項目	金額	備考
前年度繰越金	412,176	
利息	40	
本会計より繰り入れ	201,882	
合 計	614,098	
	支出	
項目	金額	備考
武蔵野小学校50周年記念看板	147,500	
武蔵野小学校50周年記念祝賀会	30,000	
武蔵野小学校50周年記念6年生お弁当	47,200	
武蔵野小学校50周年記念6年生お茶	8,320	
武蔵野小学校50周年記念品ステッカー	4,570	
武蔵野小学校50周年記念品タンブラー	376,508	
合 計	614,098	

収入金額合計	614,098
支出金額合計	614,098
差引収支	0

上記の通り報告いたします。

令和7年 3月 31日 会計 岡 亜由美





収支について監査の結果、正当であることを確認しました。

令和7年 3月 31日 会計監査



会計監査 清水



### 議事(3) PTA会則改訂

# 総会審議事項

# 1 会則変更

# ・会費の徴収の件

転入生への年度途中での会費徴収を廃止します。 転入生については、活動への参加時期が限られること、会計処理が煩雑になることを考慮し、 今年度より会費の徴収を行わない方針といたしました。

なお、転入時期や、参加可能な活動の状況も踏まえ、全体の公平性を損なわないよう配慮して まいります。

### · 会則変更箇所

	改訂前	改定後
第2章 第7条	会費は2学期末までに転入の場合は金額の3分の2、3学期末までに転入の場合は3分の1を徴収します。	削除

# 議事(4)令和7年度新本部役員・会計監査員に関する件

令和7年度PTA本部役員・庶務・会計監査員候補(案)

	A中部仅具・心物・云計	<u> </u>
役職	氏名	児童のクラス
会長	該当者なし	_
	中村 幸子	4 – 1
副会長	奥野 友	4-2
	市川 克雄	教職員
	佐々木 直里	5 – 1
書記	今村 梓	3 – 1
日記	花田 耕仁郎	教職員
	中村 信一	教職員
	大澤 敦子	1 – 1
会計	村山 亜未	3 – 1
	中村 知己	3 – 2
	清水 恭代	1 – 1
	渡部 あい	1 – 2
	土屋 梓	1-2, 1-3
庶務	山﨑 明日香	1 — 3
	佐藤 嘉織	3 – 1
	中本 幸子	3 – 1
	菱田 領子	3 – 2
△≒₩★	久保田 紅葉	4 – 1
会計監査	清水 瞳	4-2

# 令和7年度年度 PTA活動方針(案)

### 【活動方針】

# 子どもの健やかな成長と楽しい学校生活のために活動します。

- ■活動にあたっては、ボランティア制を採用し、会員が無理なく活動に参加できるようにします。
- ■参加義務のある委員会活動、くじ引きによる役員選出は行いません。
- ■親と学校が子どものための活動を行うという本来の目的を果たしつつ、保護者の負担軽減を意識し、時代に合うPTAを目指します。

### 【活動内容】

#### ■交通安全見守り活動

・月に1度、見守りとして子どもと一緒に登校します。事故防止の他、学校生活や子ども たちの様子

が見えてきます。

#### ■ボランティア活動

- ・学校内外でのボランティア活動を企画します。
- ・ボランティアをした後は、お楽しみの時間も設けて、学年の違うお友達との交流や、保 護者同士のコミュニケーションの場として活用できたらと思います。

#### ■イベント実施

- -----・「いのちの大切さを学ぶ」授業を子どもたちに届けます。
- ・給食試食会を開催します。無償化になった給食の実際を体験しましょう。
- ・武蔵野小で漢字検定を受けられるよう、今年度も検討します。昨年は70人近くの子どもが参加しました。今年度の実施を実現するには、会員の皆様の協力が必要となります。 どうぞよろしくお願いいたします。

#### ■PTAだより発行

PTA活動の実際を毎学期ごとにおたよりでお知らせします。

※昨年まで発行していた教職員紹介特集号は廃止します。教職員の意見を尊重し、教職員の 個人情報、人権擁護の観点から、学校と協議を重ねた上で廃止を決定いたしました。

#### ■昭島市公立小学校PTA協議会への参加

市内のPTAと連携し、昭島市への要望書を出すなど子どもを取り巻く環境の改善に努めます。

#### ■PTA会費

PTA活動の運営財源として、1世帯年額1,000円を徴収させていただきます。

(傷害補償保険 年額120円/世帯 を含みます。) ※ 昨年度の1,500円より減額し

## <u>ました。</u>

# 運営委員会の日程(仮)

第1回	6月27日(金)18時30分~	武蔵野小学校会議室にて
第2回	2月13日(金)18時30分~	武蔵野小学校会議室にて

※運営委員会は全会員が傍聴できます。

# 令和7年度PTA本部予算(案)

# 収入の部

	項目	本 年 度	前 年 度	比 較	摘    要
1	会費	310,000	472,500	-162500	1,000円×310世帯
2	昨年度繰越金	384,543	621,138	-236,595	
	合 計	694,543	1,093,638	-399,095	

# 支出の部

	項目	本 年 度	前 年 度	比 較	摘    要	]
運	事 務 費	40,000	30,000	10,000	コピー用紙代、封筒代他	
営	記念品代	150,000	150,000	0	卒業生コサージュ代、6年生を送る会	
費	合 計	190,000	180,000	10,000		]
活	本部活動費	200,000	224,700	-24,700	PTA行事他	
動	傷害保険費	40,000	37,800	2,200	傷害保険料108円(世帯数)管理賠償責任 保険料12円(会員数)賠償保険の確定精算	]
費	合 計	240,000	262,500	-22,500		]
積	積 立 金	0	0	0	特別行事等の積立金	*2
立	備品購入積立金	0	0	0		*2
金	定額貯金	0	0	0		]
	合 計	- 0	- 0	0		]
	予 備 費	269,543	246,202	23,341		]
	総 合 計	699,543	688,702	10,841		]

\*1 会費の中には、保険料の120円が含まれる。

*2	前期末の積立金残高	R7年度積立金	本年度末の積立金残高
①積立金	179,196円	0円	179,196円
②定額貯金	738,000円	0円	738,000円

# 「武蔵野小学校PTA」 会則(案)



# 「武蔵野小学校PTA」会則

### 第1章総則

第1条 本会は「武蔵野小学校PTA」といい、所在地を同校内におきます。

(住所:昭島市武蔵野2-3-1)

- 第2条 本会は児童の幸福と健全な成長を図るために、憲法・教育基本法の内容に沿って保護者(または、これに代わる者)と教職員が協力します。また、学校・家庭・社会における教育条件の改善・充実につとめるとともに、会員の教養を高め親睦を図ることを目的とします。
- 第3条 本会は第2条の目的を達成するために、次の方針を守ります。
  - 1.学級・学年・地域での話し合いを盛んにし、会員相互の理解・親睦を深め会員の総意を集めて活動します。
  - 2. 学校や学区内の教育的環境を整備・改善するために努力します。
  - 3.会員の様々な研修やサークル活動を盛んにするよう努めます。
  - 4.本会と目的を同じくする他の諸団体や機関と協力をします。ただし本会及び会員はその名において特定の政党・宗派・営利企業に対しこれを支持したり反対したりしません。
  - 5.その他、本会の目的を果たすための必要な活動を行います。
- 第4条 本会会員は本会の主旨に賛同する本校児童の保護者(又はこれに代わる者)く以下これを保護者と称す>と教職員により構成され、すべて平等の権利と義務を持ちます。

# 第2章**会** 計

- 第5条 本会の経費は、会費その他の収入をもってあてます。
- 第6条 会費は世帯単位とし、その金額は定期総会で決定します。ただし会員の事情により免除することができます。
- 第7条 本会の会計年度は4月1日から始まり翌年3月31日に終わります。

# 第3章本部役員および会計監査員

- 第8条 本会の役員く以下、本部役員と称す>及び会計監査員は次のとおりとします。
  - 1.会長 1名以上(保護者)
  - 2.副会長 若干名(保護者,副校長)
  - 3.書記 若干名(保護者,教職員1名)
  - 4.会計 若干名(保護者)
  - 5.会計監查員 2名(保護者)
- 第9条 本部役員及び会計監査員の任期は1年とし、会員からの推薦を受け本人の承諾があれば再任を妨げません。ただし、他の役員との兼任は認めません。
- 第10条 本部役員及び会計監査員の任務は次のとおりとします。
  - 1.会長は、本会を代表し、会務の執行・財産の管理などいっさいの責任を負います。
  - 2.副会長は、会長を補佐し、会長事故がある時はその代理を務めます。
  - 3.書記は、諸会議の通知、記録、その他の資料を整理保管します。
  - 4.会計は、経理事務を行い報告します。
  - 5.会計監査員は、その年度の会計を監査し、その結果を定期総会に報告します。
- 第11条 本部役員及び会計監査員の選出は、別に定める「細則 I 本部役員・会計監査員選出に関する細則」に 基づいて行います。ただし、教職員側役員の選出については教職員に一任します。

# 第4章定期総会・運営委員会

- 第12条 定期総会は本会の最高議決機関であり、毎年度初めに開催されます。
  - 1.運営委員会が必要と認めたとき、または、会員の5分の1以上の要請があったとき、会長は1ヶ月以内に臨時総会を招集しなければなりません。
- 第13条 定期総会には、それぞれ次の事項が行われます。
  - 1.前年度の事業並びに決算報告の審議・承認
  - 2.本部役員・会計監査員の承認及び就任
  - 3.新年度事業計画及び予算の審議・決定
  - 4.その他重要事項の報告・審議・決定
- 第14条 定期総会の成立定数は会員(世帯単位)の3分の1以上とし、委任状又は書面表決書を認めます。議 決は出席者と書面表決書の過半数をもって可決されます。議長は互選によります。
- 第15条 運営委員会は、本部役員で構成します。

- 第16条 運営委員会は第16条の構成員の2分の1以上の出席で成立し、会議の議決は出席者と書面表決書の 過半数をもって可決されます。
- 第17条 運営委員会は会務についての企画・立案・調整及び緊急事項を処理し、会の運営に必要な事項について審議議決を行います。

# 第5章**庶務係・PTA組織**

- 第18条 本会の活動を円滑に行うため、庶務係並びにPTA組織を置きます。

  - 2.その他の運営委員会が必要と認めた委員会並びにPTA組織
- 第19条 庶務係並びにPTA組織についての詳細は別に定める各細則に基づきます。

# 第6章補 則

- 第20条 1.運営委員会は原則として公開します。一般会員は必要に応じて会を傍聴することができます。 2.校長(または副校長)は、PTAの活動が学校の運営に関わる場合、各種の委員会等に出席して 意見を述べ、相互の調整に当たることができます。
- 第21条 本部役員・会計監査員に正当な事由において欠員が生じた場合は、必要に応じてこれを補充又は代理 をおくことができます。この選出方法については運営委員会において協議し適切に処理します。
- 第22条 この会則の改廃は、定期総会において出席者の3分の2以上の賛成を必要とします。ただし、本会の 運営について必要な細則は、規約に反しない限り運営委員会での承認をもって改廃することができま す。なお、この細則の改廃については定期総会に報告し正に承認されるものとします。
- 第23条 災害等緊急事態時に本会則及び細則にある通りの活動が困難と判断した際は、本部役員及び校長と協議の上、内容などの変更ができるものとする。 また、変更内容については特例とし、報告することとする。

### 付則 この会則は昭和53年2月1日から実施します。

昭和61年 5月10日 一部改正 昭和62年 5月 9日 一部改正 一部改正 昭和63年 5月14日 平成 9年 5月17日 一部改正 平成10年 一部改正 5月16日 平成11年 5月15日 一部改正 平成19年 4月 1日 一部改正 平成20年11月21日 一部改正 平成23年 一部改正 4月28日 平成24年 4月27日 一部改正 4月25日 一部改正 平成25年 平成26年 4月23日 一部改正 平成28年 5月 2日 一部改正 令和 元年 5月18日 一部改正 2年 6月20日 令和 一部改訂 令和 3年 5月28日 一部改訂 5年 5月26日 令和 一部改訂 令和 7年 5月29日 一部改訂

#### 本部役員・会計監査員選出に関する細則 [細則 | ]

- 第1条 会則第3章第12条に基づき、本部役員・会計監査員に関する細則について次の通り定めます。
- 第2条 本部役員について
  - イ、保護者より本部役員(7名以上)を選出します。
  - 口、各役職は当人との合意に基づいて決定されます。
- 本部役員は全校より選出された候補者と担当教職員によって構成されます。 第3条
- 会計監査員について 第4条
  - イ. 会計監査員は保護者から2名を選出します。
  - 口、会計監査員は本部役員経験者とします。
- 第5条 本部役員及びその役職と会計監査員は、定期総会の承認を得て決定されます。
- (付則) 令和 2年 6月20日 新設
  - 令和4年度本部役員選出より適応する。

#### 庶務係に関する細則 「細則Ⅱ1

- 会則第5章第19条に基づき、庶務係に関する細則について次の通り定めます。 第1条
- 第2条 庶務係は、保護者より選出します。
- 第3条 庶務係は、全校より立候補もしくは選出された保護者によって構成します。
- 第4条 庶務係は本部役員と連携し、会の運営に協力します。
  - (付則) 令和5年5月26日 新設

#### 弔慰金等に関する細則 「細則川1

- 第1条 会員及びその家族に対する弔慰金は次のとおりとします。
  - 1. 在校児童の父母及び教職員死去の場合
- 金額10,000円

2. 在校児童死去の場合

第2条

金額10,000円 金額 5,000円

3. 教職員父母、子死去の場合

金額 5,000円

4. 教職員の配偶者死去の場合

- 5. その他、本校の教育活動においてご協力された方 金額 5,000円 以上の規定以外、特に必要と認めた場合は運営委員会で協議の上処理します。
- (付則) この細則は昭和55年4月1日に制定
  - 昭和57年4月 1日 一部改定
  - 平成17年5月13日 一部改定
  - 平成19年4月 1日 一部改定
  - 平成24年4月27日 一部改定
  - 平成26年4月23日 一部改定
  - 令和 元年5月18日 一部改定

#### 周年行事開催年に関する細則 「細則IV1

- 本校の周年行事開催年となった場合は、本部役員の人員を増員する事ができます。 第1条
  - 役職及び人数は運営委員会にて決定します。
- 役員の選出は必要に応じ本部役員が行い、詳細は「細則I 本部役員・会計監査役員選出に関する細 第2条 則」に準じるものとします。
  - (付則) 平成24年4月27日 新設
    - 平成26年4月23日 一部改訂
    - 令和 元年5月18日 一部改訂
    - 3年5月28日一部改訂 ※本年度中運営委員会承認事項

#### [細則 V 1 昭島市公立小学校PTA協議会に関する細則

- 昭島市公立小学校PTA協議会において本校が会長校又は副会長校になった場合は、専従の本部役員を 第1条 おくことができます。役職及び人数は運営委員会で決定されます。
- 第2条 専従役員の選出は必要に応じ本部役員が行い、詳細は「細則 | 本部役員・会計監査役員選出に関す る細則」に準じるものとします。
  - 平成24年4月27日 新設 (付則)
    - 平成26年4月23日 一部改訂
    - 令和 元年5月18日 一部改訂
      - 一部改訂 ※本年度中運営委員会承認事項 令和 3年 5月28日
      - 5年 5月27日 令和

# 「細則VII 本部役員及び委員の免除に関する細則

- 第1条 2年以上継続して本部役員になった場合、次年度より5年間につき、本部役員及び各委員を免除できるものとします。
  - (付則) 平成28年 5月 2日 新設 令和 元年 5月18日一部改訂

令和 3年 5月28日一部改訂 ※本年度中運営委員会承認事項

# 「細則Ⅷ 相談役に関する細則

第1条 本部役員経験者を相談役として選出できるものとします。

第2条 相談役は会則第1章第4条の構成会員に限らず選出することができるものとします。

第3条 相談役の選出は運営委員会で選出し、定期総会にて承認されるものとします。

第4条 相談役の任期は1年とし、本人の承諾があれば再任を妨げません。

第5条 相談役は運営委員会・各委員会への出席が認められるものとします。

第6条 相談役はPTA活動においての助言、相談を受けるものとし、議決権を持たないものとします。

(付則) 令和 2年 6月20日 新設

令和 3年 5月28日一部改訂 ※本年度中運営委員会承認事項

# [細則/|||1 個人情報取扱方法

(目的)

第1条 この個人情報取扱方法は、武蔵野小学校PTA(以下「本会」という。)が取得・保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより、事業の円滑な運営を図るとともに、個人情報に関する会員の権利・利益を保護することを目的とする。

(指針)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令等を遵守し、個人情報保護法に則って運用管理を行う。 活動においても個人情報の保護に努め、要配慮個人情報は取り扱わないものとする。

(周知)

第3条 個人情報の取扱方法は、総会資料または通知などにより会員に周知する。

(利用目的)

- 第4条 本会では個人情報を次の目的のために利用する。
  - (1) PTA会費請求、役員・委員管理等のための連絡
  - (2) 文書等の送付
  - (3) 本部役員・委員会名簿等の作成
  - (4) 児童の校内外での安全管理のため

(個人情報の取得)

第5条 本会が取り扱う個人情報及び利用の同意については、PTAに書面で提出された次の事項とする。

氏名、電話番号、その他必要とするもので同意を得た事項

(同意の取り消し)

- 第6条 会員は、取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の項目または全ての事項について、同意を取り消すことができる。
  - 2 不同意の申し出があった場合、直ちに該当する個人情報を廃棄または削除しなければならない。ただし、名簿などとして既に配布しているものについては、削除の連絡をすることでこれに替える。

(管理)

- 第7条 個人情報は、本会が適正に管理する。
  - 2 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄する。

(第三者提供の制限)

- 第8条 本会は、次に挙げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者 に提供してはならない。
  - (1) 法令に基づく場合
  - (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を 得ることが困難であるとき
  - (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進のために特に必要がある場合であって、 本人の同意を得ることが困難であるとき
  - (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂 行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事 務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(付則) 令和 元年 5月18日 新設